

「徳島県子どもはぐくみ条例（仮称）」の制定について

1 趣旨

本県においては、徳島はぐくみプラン（後期計画）に基づき、さまざまな少子化対策に取り組んできた結果、平成 23 年の合計特殊出生率は「1.43」と全国平均「1.39」を上回り、3 年連続上昇するなど成果が現れ始めた。

この成果を確実なものとするため、少子化対策をさらに強力に進める必要がある。

このため、「子ども・子育て支援法」成立による気運の高まりを好機として、県としての子ども・子育て支援に対する基本理念を明らかにし、県行政のみならず、事業者、県民が一体となって、少子化対策を総合的、計画的に推進するため、条例を制定する。

2 条例制定の基本方針

- ・憲章に基づく施策の体系化

平成 18 年に制定された「徳島はぐくみ子育て憲章」を条例に位置付けるとともに、憲章の「子どもたちとの 4 つの約束」（「はぐくむ」「ふれあう」「まもる」「すすめる」）を基本として政策群を整理する。

- ・実施計画の位置付け

県の少子化対策の実施に関する計画として条例に明確に位置付ける。

- ・「子ども・子育て支援法」の内容を反映

法律成立後、全国に先駆けて制定される条例として、新法の内容（「良質かつ適切な教育・保育等の提供」「地域子ども・子育て支援事業」）を盛り込む。

- ・本県の独自色

「男性の育児参加」、「野菜の摂取を含めた食育」、「若者交流の日」など、本県ならではの取り組みを盛り込む。

3 条例の骨子案

（1）目的

- ・子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県、事業者、県民の責務や子育て支援団体の役割を明らかにする。
- ・子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どものはぐくみを総合的、計画的に推進する。
- ・「子育ての喜びを分かち合える地域社会」を実現する。

(2) 基本理念

- ・ 子どもの権利の尊重、最善の利益を考慮する。
- ・ 父母その他の保護者が、子育てにおいて第一義的責任を有する。
- ・ 県、事業者、県民及び子育て支援団体が、相互に連携を図りながら、社会全体で取り組む。
- ・ 結婚及び出産に関する個人の意思、多様な価値観を尊重する。

(3) 実施計画

- ・ 子どものはぐくみに関する施策の総合的な実施に関する計画を定めなければならない。
- ・ 子どものはぐくみに関する施策の目標、内容等について定める。
- ・ 計画を定めるにあたっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- ・ 計画を定めたときは、公表しなければならない。

(4) 基本的施策

- 子どもを「はぐくむ」環境の整備
 - ・ 地域における子育て支援体制等の充実
 - ・ 経済的負担の軽減
 - ・ 適切な教育及び保育等の提供
- 子どもと「ふれあう」ゆとりある生活の確立
 - ・ 仕事と子育ての両立の推進
- 子どもの権利と利益を尊重し、子どもの命と心を「まもる」
 - ・ 母子保健医療体制等の充実
 - ・ 野菜の摂取の重要性を基本とした食育の推進等
 - ・ 子どもの権利擁護・虐待防止対策の充実
 - ・ 障害等を有する子どもへの支援
 - ・ 安心して生活を送ることができる環境の整備
- 次代の子育てを担う者の育成を「すすめる」
 - ・ 次代の子育てを担う者の育成

(5) その他

- ・ 表彰
- ・ 若者交流の日

4 今後のスケジュール案

平成 24 年 12 月 18 日
平成 24 年 12 月上旬～1 月上旬
平成 25 年 2 月議会

少子化対応県民会議の意見聴取
パブリックコメントの実施
条例案を提案予定